

地域公共交通網形成計画について

1 国が考える地域公共交通網形成計画の背景とその目的

人々が自立した生活を営む上では“移動”は欠かせないものですが、近年の自動車社会の進展や人口減少、少子高齢化など、公共交通を取り巻く状況は厳しさを増しています。公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下が、更に公共交通利用者を減少させることになるなど、いわゆる「負の連鎖」に陥っている状況が見られ、このままでは地域の公共交通が成り立たなくなる可能性もあります。

地域公共交通の維持・改善は交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光、更には健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらします。しかし、地域によって抱える課題は様々であり、解決すべき課題が異なれば地域における公共交通の“必要性”や“在り方”も異なってきます。地域の総合行政を担う地方公共団体が中心となって、地域戦略の一環として持続可能な公共交通ネットワークの形成を進める必要があります。

こうした背景を踏まえ、国は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）を改正し、平成26年11月20日に施行し、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）などの制度を作りました。この計画は、地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて、様々な公共交通を網羅したネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に地域全体の公共交通の在り方や課題解決方法、住民・交通事業者・行政の役割などを明らかにするものです。

2 「吉野町地域公共交通網形成計画」の位置付けと目的

網形成計画は吉野町総合計画を上位計画等、関連する分野の計画との整合を図り、町における『地域公共交通のあり方』を示し具体的で実効性のある、『地域にとって望ましい公共交通網のすがた』を明らかにする地域公共交通施策の基本的計画として位置付けます。

3 網形成計画に記載する事項

- ① 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ② 計画の区域
- ③ 計画の目標
- ④ ③の目標を達成するために行う事業とその実施主体
- ⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 計画期間
- ⑦ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

4 スケジュール				
実施項目	4月	9月	12月	3月
1. 地域内公共交通現況調査		←→		
2. 地域住民のニーズ把握		←→		
3. パブリックコメント			←→	
4. 協議会の開催		←→	←→	←→